

Industrial Association

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明【分野:電子商品監視機器、防犯カメラ】

<https://www.jeas.gr.jp/intro08.html>

1. 当工業会は、経営力向上計画・生産性向上要件証明<分野:器具備品の電子商品監視機器&防犯カメラ>を担当しております。

(1) 平成 29 年度税制改正により、中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、従来の産業競争力強化法に基づく「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」を改組し、中小企業等経営強化法に基づく「中小企業経営強化税制」が創設され、当協会としては、ユーザー様及び会員の要望に応えるため、平成 30 年 2 月 1 日より本証明書の発行受付をスタートし、多くのメーカー・販売店の方々に、証明書の発行依頼をいただいております。

(2) さらに、平成 29 年度税制改革により、中小企業等経営強化法と平成 30 年度生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件の証明証が一本化され、適用期限は 2021 年 3 月 31 日までに延長されました。

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

1. 固定資産税が3年間半分にになります。(固定資産税の特例)
2. 法人税^(※1)について、即時償却または取得価額の10%^(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制)

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 生産性が年平均 1%以上向上		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)	
	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資		拡充 (平成29年4月1日～)	
	【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする
【生産性向上特別措置法案】



*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

経営力向上計画の認定で 3000 万の設備投資で最大 576 万円の節税できる理由について解説
<https://satoscpa.com/keieikojo-merit607.html>

2. 当協会が担当する対象設備(細目)の一覧と様式

設備を取得する事業者(設備ユーザー)が、当該設備を以下耐用年数省令の細目として固定資産計上する場合等において、当協会が当該設備の要件を確認し、証明書を発行する団体となります。

【器具又は備品の設備細目】 <平成 30 年 11 月 5 日更新>

2-1 事務機器及び通信機器事務機器及び通信機器/インターホン及び放送用設備/防犯カメラ 様式 2-1(Excel)

2-2 事務機器及び通信機器/その他のもの/電子商品監視機器 様式 2-2(Excel)

2-3 事務機器及び通信機器/その他のもの/防犯カメラ 様式 2-3(Excel)

※店舗や工場の防犯目的のカメラはこの 2-3 にご記入ください。

2-4 光学機器及び写真製作機器/カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡/防犯カメラ 様式 2-4(Excel)

※赤外線サーモカメラはこの 2-4 にご記入ください。(令和 2 年 3 月 23 日) **NEW**

【記入例】

(記載例)様式 1、2(証明書・チェックリスト)(PDF 形式:724KB)PDF

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180618kougyoushoumeikisai.pdf>